平成２２年（フ）第２６６７号
大阪市旭区高殿５丁目12番６―627号
債務者　髙山　惠有
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２８０号
大阪市城東区古市３丁目９番２―202号
債務者　田中　圭一
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２９８号
大阪市東成区深江南１丁目５番10号ロイヤルハイツ深江南303号
債務者　藤田　哲也
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１００号
釧路市鳥取大通９丁目４番12号
債務者　大磯ゆかり
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１０１号
北海道厚岸郡浜中町霧多布西３条１丁目29番地
債務者　伊藤みちる（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１０２号
釧路市美原４丁目６番322号
債務者　宍戸　大雅
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２１８号
川崎市川崎区南町８番地９　ＶＩＰマンション603号
債務者　土方　裕也
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５２号
川崎市宮前区馬絹1414番地６
債務者　中條美恵子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
川崎市中原区田尻町23番地１　エイム平間310
債務者　伊藤　一昌
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
川崎市川崎区小田６丁目11番17号　アカネハイツ201
債務者　伊東美奈子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
川崎市高津区諏訪３丁目18番５―202号　ドエル・ウィング
債務者　菅野　知子（旧姓奈雲）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
川崎市中原区小杉御殿町１丁目1005番地　グレドール佐原Ａ―302
債務者　當山　清博
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
川崎市川崎区四谷上町22番４―407号　川崎ロイヤルマンション
債務者　前田　勝次
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
川崎市多摩区菅１丁目８番45―101号　シェモア87
債務者　川島　正美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
川崎市多摩区菅１丁目８番45―101号　シェモア87
債務者　川島美津子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係